

産業廃棄物収集運搬業許可証

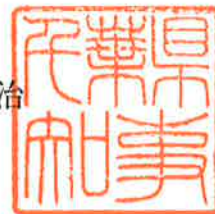
住 所 千葉県市川市田尻二丁目11番25号

氏 名 株式会社 市川環境エンジニアリング
代表取締役 石井 邦夫



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成27年 4月10日

許可の有効年月日 平成34年 4月9日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 収集・運搬（ただし、積替・保管を除く。）に係るもの

(ア) 燃え殻, (イ) 汚泥, (ウ) 廃油, (エ) 廃酸, (オ) 廃アルカリ, (カ) 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）, (キ) 紙くず, (ク) 木くず, (ケ) 繊維くず, (コ) 動植物性残さ, (サ) ゴムくず, (シ) 金属くず（自動車等破砕物を除く）, (ス) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）, (セ) 鋳さい, (ソ) がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）, (タ) ばいじん

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 収集・運搬（ただし、積替・保管を含む。）に係るもの

汚泥（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類
許可証別紙1のとおり。

3. 許可の条件

(1) 積替・保管は、2. に記載する施設で行うこと。

(2) 他の収集・運搬業者の搬入は、認めないこと。また、搬出に際しても自らが行うこと。

(3) 1. (2) イに掲げる廃棄物の保管高はコンクリート槽の底面から1.8メートル以下とす

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

4. 許可の更新又は変更の状況

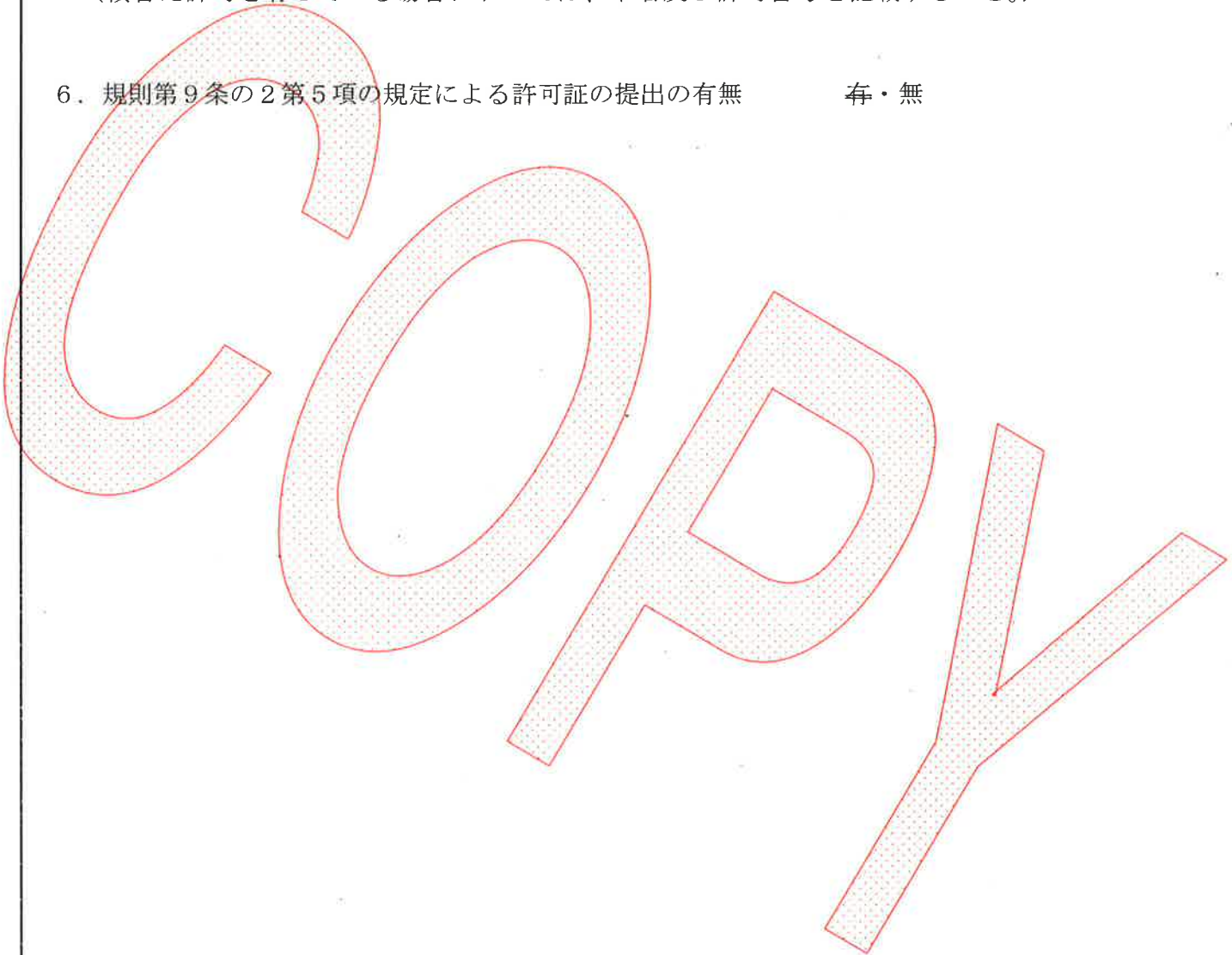
平成 8 年 7 月 16 日	更新許可
平成 23 年 9 月 1 日	更新許可
平成 24 年 7 月 9 日	変更届 (役員変更)
平成 27 年 4 月 10 日	更新許可 (優良認定)



5. 積替え許可の有無 存・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無



備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無は記載し不要とすること

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

許可証別紙1



積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	積替・保管場所の面積	最大保管量	数量	施設の所在地
汚泥	65.6 m ²	118.1 m ³	1	千葉県市川市原木3005、 3006、3007
	120.9 m ²	217.6 m ³	1	
	51.5 m ²	92.7 m ³	1	

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。